

中国・四国（中国・四国地区公立学校事務長協議会）

（平成29年10月13日現在）

役職名	氏名	学校名	T E L	〒	学校所在地
会長	佐藤 守	香川県立高松工芸高等学校	087-851-4144	760-0017	高松市番町二丁目9-30
副会長	高崎 明広	香川県立多度津高等学校	0877-33-2131	764-0011	仲多度郡多度津町栄町一丁目1-82
〃	宍戸 忠	島根県立松江北高等学校	0852-21-4888	690-0872	松江市奥谷町164
監事	田井亜津子	香川県立津田高等学校	0879-42-3125	769-2401	さぬき市津田町津田1632-1
〃	出村 憲一	香川県立志度高等学校	087-894-1101	769-2101	さぬき市志度366-5
〃	川村 太	島根県立津和野高等学校	0856-72-0106	699-5605	鹿足郡津和野町後田ハ12-3
特別支援学校 専門部会長	掛川 徹朗	香川県立香川西部養護学校	0875-25-1775	768-0011	観音寺市出作町字池下712

中国・四国地区公立学校事務長協議会会則

第1章 総 則

第1条 本会は中国・四国地区公立学校事務長協議会と称する。

第2条 本会の事務局は、別に定める当番県支部内に置く。

第3条 本会は、会員相互の緊密な連携により、学校事務の進展及び会員の資質と地位の向上を図り、もって学校教育の進展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校事務及び管理運営に係る調査、研究に関すること。
- (2) 会員相互の連絡協議に関すること。
- (3) 関係機関との連携に関すること。
- (4) その他、この会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員及び組織

第5条 本会の会員は、中国・四国地区の設置された公立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の事務長とする。

第6条 本会には、次の支部を置く。

鳥取県支部 島根県支部 岡山県支部 広島県支部 広島市支部
山口県支部 香川県支部 徳島県支部 高知県支部 愛媛県支部

2 支部には支部長、副支部長を置き、各県及び市の会長、副会長をもって充てる。

第7条 本会には、特別支援学校専門部会を置く。また、必要に応じてその他の専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運用については、別に定めるところによる。

第3章 役 員

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 当番県の支部長
- (2) 副会長 当番県副支部長のうち1名及び次期当番県支部長
- (3) 理 事 会長、副会長を除く各県支部長及び副支部長
- (4) 専門部会長 会長が委嘱するものとし、他の役員との併任を妨げない。
- (5) 監 事 当番県から2名、次期当番県から1名とし、該当支部長が委嘱する。

2 役員任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序に従って会務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- (4) 専門部会長は、会長の諮問に基づき専門部会の会務を統括する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

第4章 会 議

第10条 本会議は、総会・理事会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、毎年1回開き、事業計画・予算及び決算その他の重要事項を審議決定する。
- 3 理事会は、必要に応じて開き、会務を協議執行する。
- 4 緊急を要するときは、理事会をもって総会に代えることができる。ただし、この場合は、次期総会に報告し、承認を受けなければならない。
- 5 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 総会の議長は、会員の中から選出し、理事会の議長は会長とする。

第5章 会 計

第11条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、次の各号に掲げる額の合算額とし、毎年7月末日までに事務局に納付するものとする。
 - (1) 支部均等割 10,000円
 - (2) 全日制高等学校（定時制、通信制の併設校を含む。）、中等教育学校及び特別支援学校1校につき 1,000円
 - (3) 定時制または通信制をおき全日制をおかない高等学校1校につき 500円

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 細 則

第13条 本会則に定めるほか、理事会に諮り、別に細則を設けることができる。

- 2 細則を設けたときは、次期総会に報告しなければならない。
- 3 細則を変更するときも前各項と同じである。

第7章 会 則 変 更

第14条 本会則は、総会の議決を経て変更することができる。

附 則

この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年11月6日から施行する。ただし、第11条の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、昭和62年10月30日から施行する。ただし、第11条の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成元年10月17日から施行する。（第11条第2項一部改正）

附 則

この会則は、平成19年9月28日から施行する。（第5条及び第11条第2項一部改正）

附 則

この会則は、平成20年10月3日から施行する。（題名、第1条、第2条、第3条、第5条及び第11条第2項一部改正）ただし、題名及び第1条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成21年10月16日から施行する。（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条及び第14条一部改正）

附 則

この会則は、平成25年10月11日から施行する。（第7条、第8条及び第11条第2項一部改正）ただし、第7条の特別支援学校専門部会、第8条の専門部会長及び第11条第2項の会費の改正は平成26年4月1日から適用する。

当番県の順序等に関する細則

第1条 この細則は、会則第13条に基づき、当番県の順序及び引継ぎに関し、必要事項を定めることを目的とする。

第2条 当番県の順序は、次に定める番号の順序とする。

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 徳島県 | 2 岡山県 | 3 高知県 | 4 広島県 | 5 愛媛県 |
| 6 山口県 | 7 香川県 | 8 島根県 | 9 鳥取県 | |

第3条 当番県の交替は、毎年4月1日をもって行ない、旧当番県は交替の日から2カ月以内に新当番県に事務の引継ぎをしなければならない。

第4条 旧当番県は、前条の規定により、次の物件を引継ぐものとする。

- | | | |
|------------------|-----------|-------|
| 1 会長印 | 2 予算書・決算書 | 3 会計簿 |
| 4 事業報告書・事業計画関係書類 | 5 会議録 | |

附 則

この細則は、昭和51年4月1日から適用する。

第2条に定める番号の順序により当番県となる県が休会の場合は、順次、次の県が当番県となることとし、平成27年10月8日から適用する。

特別支援学校専門部会の運用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、会則第7条第2項に基づき、特別支援学校専門部会（以下「専門部会」という。）の運用に関し、必要事項を定める。

(専門部会の委員及び部会長)

第2条 専門部会の委員及び部会長は次により選任する。

(1) 専門部会の委員は、各支部長が各支部の特別支援学校会員の中から1名を推薦し、会長が委嘱する。

(2) 専門部会長は、当番県の委員がその任にあたる。

(会議)

第3条 専門部会は必要に応じて開催し、必要な事項を協議する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から適用する。

全国公立学校事務長会役員会及び大会開催当番県支部に関する申し合わせ

(平成8年10月25日)

ブロック選出役員及び大会開催県支部については、次のとおりとする。

1 ブロック代表副会長

当協議会会長を充てるものとする。

2 全国事務長会大会開催当番県支部及び監査は、下表の順番とする。

支 部	1 徳島県	2 岡山県	3 高知県	4 広島県	5 愛媛県	6 山口県	7 香川県	8 島根県	9 鳥取県	
全 国	大会	平成10年	平成26年	平成40年	平成58年	平成74年	平成90年	平成106年	平成122年	平成138年
	監査	平成22年	平成29年	平成6年	平成32年	平成26年	平成2年	平成14年	平成18年	平成10年
中 四 国	大会 開催 支部	平成 6, 15, 24, 32 年	平成 7, 16, 25, 33 年	平成 8, 17, 26, 34 年	平成 9, 18, 27, 35 年	平成 10, 19, 28, 36 年	平成 11, 20 年	平成 12, 21, 29, 37 年	平成 14, 22, 30, 38 年	平成 13, 23, 31, 39 年

平成12年10月20日一部改正

平成27年10月8日山口県の休会により一部改正

平成29年10月12日全国事務長会の資料により一部改正

平成28年度 事業報告

年 月 日	事 業 名	会 場
28. 6. 10	全国公立学校事務長会 地区代表者会・理事会	東京都 北とぴあ
28. 8. 4	全国公立学校事務長会 地区代表者会・理事会	富山県富山市 富山国際会議場
28. 8. 4 ～ 5	全国公立学校事務長会 研究協議会・総会	富山県富山市 富山国際会議場
28. 10. 13	中国・四国地区公立学校事務長協議会 理事会 研究協議会 特別支援学校専門部会	愛媛県松山市 にぎたつ会館
28. 10. 14	中国・四国地区公立学校事務長協議会 研修大会・総会	愛媛県松山市 にぎたつ会館
28. 12. 2	全国公立学校事務長会 地区代表者会・理事会	東京都 北とぴあ
29. 2. 3	中国・四国地区公立学校事務長協議会 事務引継（愛媛県→香川県） 事務局監査	香川県 高松工芸高等学校

平成29年度 事業計画

活 動 方 針

- 1 学校事務の管理運営及び事務長の職務・職制に関する調査研究
- 2 総会及び研修大会の開催
- 3 会員相互の情報交換と諸活動の推進
- 4 教育改革の動向と学校教育の在り方に関する研究
- 5 全国公立学校事務長会及びその他の関係団体との連携強化

事 業 内 容

年 月 日	事 業 名	会 場
29. 6. 9	全国公立学校事務長会 地区代表者会・理事会	東京都 国立オリンピック記念 青少年総合センター
29. 8. 3	全国公立学校事務長会 地区代表者会・理事会	東京都 国立オリンピック記念 青少年総合センター
29. 8. 3 ～ 4	全国公立学校事務長会 研究協議会・総会	東京都 国立オリンピック記念 青少年総合センター
29. 10. 12	中国・四国地区公立学校事務長協議会 理事会 研究協議会	香川県高松市 レクザムホール
29. 10. 13	中国・四国地区公立学校事務長協議会 研修大会・総会 特別支援学校専門部会	香川県高松市 レクザムホール
29. 12.	全国公立学校事務長会 地区代表者会・理事会	未定
30. 2.	中国・四国地区公立学校事務長協議会 事務引継（香川県→島根県） 事務局監査	島根県